

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 大分市における内部の推進体制

本市では、第1期 基本計画策定に際し、市内の12部からなる「大分市中心市街地活性化基本計画策定・推進委員会」を設置しており、第2期基本計画の策定についても引続き当委員会で、第1期の検証や施策などの取りまとめ、県事業や民間事業との連携などについて、計画策定に必要な検討を行った。第2期基本計画の策定後も、この組織により計画の進捗よく管理を行うとともにフォローアップ体制を整備していく。

また、委員会の下部組織として幹事会（課長級）、作業部会（主に課長補佐、係長級）を設置しており、具体的な事業の推進について調整を行う。

中心市街地活性化基本計画策定・推進委員会名簿

委員長 副市长		
委員 (14名)	幹事会員 (36名)	作業部会員 (58名)
総務部長	防災危機管理課長	参事
企画部長	企画課長	参事補 公共施設マネジメント推進室専門員 主査
	情報政策課長	情報化推進担当班参事
	文化国際課長	文化企画担当班主事
	スポーツ振興課長	国際スポーツ誘致担当班主査
財務部長	財政課長	主査
	管財課長	庁舎管理担当班参事補
市民部長	市民協働推進課長	市民協働推進担当班参事
福祉保健部長	福祉保健課長	総務担当班参事
	長寿福祉課長	高齢者福祉サービス担当班参事補
	障害福祉課長	管理担当班参事補
	保健総務課長	総務企画担当班参事補
子どもすこやか部長	子ども企画課長	参事
	子育て支援課長	管理・自立支援担当班参事補
環境部長	環境対策課長	管理担当班参事
商工労働観光部長	商工労働課長	参事補 商業にぎわい担当班参事補 商業にぎわい担当班主査 商業にぎわい担当班主任 商業にぎわい担当班主事
	創業経営支援課長	企業立地創業担当班主事
	観光課長	シティプロモーション担当班主事
	農政課長	農産品流通担当班主任
	生産振興課長	農村整備担当班参事補
農林水産部長	林業水産課長	森林セラピー担当班参事補
	土木管理課長	土木計画担当班参事補 土木計画担当班参事補
土木建築部長	道路建設課長	参事 東部建設担当班参事補 西部建設担当班参事補 街路建設担当班参事補
	住宅課長	工務担当班参事補
	都市計画課長	参事 計画調整担当班参事補 企画調整担当班参事補 景観推進担当班専門員
	まちなみ企画課長	参事 交通政策担当班参事補 自転車総合対策担当班参事補
	都市交通対策課長	参事 建築指導担当班参事 建築事業推進担当班参事補
開発建築指導課長	まちなみ整備課長	庶務担当班主査 浜町・芦崎・新川地区整備担当班参事
	公園緑地課長	管理企画担当班参事補 緑化推進担当班参事補
	下水道部長	企画調整担当班参事補
	下水道経営企画課長	西部担当班参事 事業推進担当班専門員
下水道建設課長	下水道施設課長	管理担当班参事補 維持担当班参事補
	教育委員会事務局教育部長	管理担当班主査 施設担当班主査
学校施設課長	文化財課長	参事 史跡整備担当班主査 史跡整備担当班主査
	消防局長	警防課長

(2) 大分市における取り組み状況

▲平成 24 年 4 月 16 日 作業部会

第 2 期 大分市中心市街地活性化基本計画の策定に向けて作業部会をはじめとする庁内関係課に事業継続並びに新規事業の掘り起しについてヒアリングを実施。

▲平成 24 年 5 月 28 日 作業部会

現在の中心市街地の状況、第 1 期 基本計画の取り組み状況等の報告を行い、第 2 期 基本計画に向けた庁内の事業の抽出状況、民間事業の抽出状況、スケジュールなどにより、第 2 期計画の策定に向けて協議。

●平成 24 年 6 月 1 日 委員会・幹事会合同会議

現在の中心市街地の状況、第 1 期 基本計画の取り組み状況等の報告を行い、第 2 期 基本計画に向けた庁内の事業の抽出状況、民間事業の抽出状況、スケジュールなどにより、第 2 期計画の策定に向けて協議。

▲平成 24 年 7 月 13 日 作業部会

第 2 期 基本計画の組み立てと各課が担当する事業の確度の確認、及び民間事業との連携による活性化の推進について協議。

◆平成 24 年 8 月 10 日 幹事会

第 2 期 基本計画の組み立てと各課が担当する事業の確度の確認、及び民間事業との連携による活性化の推進について協議。

●平成 24 年 8 月 31 日 委員会

第 2 期 基本計画の組み立てと各課が担当する事業の確度の確認、及び民間事業との連携による活性化の推進について協議。

▲平成 24 年 10 月 30 日 作業部会

第 2 期 基本計画（素案）、今後の中心市街地における課題について協議。

◆平成 24 年 11 月 6 日 幹事会

第 2 期 基本計画（素案）、今後の中心市街地における課題について協議。

●平成 24 年 11 月 14 日 委員会

第 2 期 基本計画（素案）、今後の中心市街地における課題について協議。

●平成 26 年 6 月 5 日 委員会・幹事会合同会議

第 2 期 基本計画、平成 25 年フォローアップ及び事業の進捗状況の報告。今年度の取り組みについて協議。

●平成 29 年 3 月 9 日 委員会・幹事会合同会議

基本計画に関するこれまでの取組、第 3 期基本計画の策定について協議。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 大分市中心市街地活性化協議会の概要

本市では、「大分商工会議所」と「株式会社 大分まちなか倶楽部」が共同設置者として、平成20年4月に「大分市中心市街地活性化協議会」が設置された。

第2期 基本計画においても、第1期 基本計画と同様に活動を行っていく。

<1>協議会の構成員

協議会は、大分市中心市街地の都市機能の増進や経済活力の向上、にぎわいの創出などについて、総合的に推進するために、大分商工会議所や商店街、大型店等の商業関係者、バス事業者などの交通事業者、銀行などの金融機関、福祉や教育、自治会やNPO法人などまちづくりに関する団体等、多様な主体からの代表者を構成員として位置づけている。

○大分市中心市街地活性化協議会構成員（順不同）

大分市中心市街地活性化協議会構成

	所 属 先	所属先役職	
1	大分商工会議所	会頭	経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者（第15条第1項第2号）
2	株式会社まちなか倶楽部	代表取締役	都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者（第15条第1項第2号）
3	大分大学	名誉教授	学識経験者
4	大分商工会議所	副会頭	経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者（第15条第1項第2号）
5	大分工業高等専門学校	教授	（法第15条第8項関係）
6	日本文理大学	教授	〃
7	大分県立芸術文化短期大学	専任講師	〃
8	大分市商店街連合会	会長	商店街
9	大分市竹町通商店街振興組合	副理事長	（法第15条第4項関係）
10	大分市中央町商店街振興組合	理事長	〃
11	大分市府内五番街商店街振興組合	理事長	〃
12	オンサン通り商店街振興組合	理事長	〃
13	大分市ポルトゾール商店街振興組合	理事長	〃
14	株式会社キハ	本店長	地域内大型店
15	株式会社大分シティ	代表取締役社長	〃
16	(公社)大分県不動産鑑定士協会	会長	不動産業者（第15条第8項関係）
17	大分市大分中央地区自治委員連絡協議会	会長	（第15条第8項関係）
18	がんばれ大分社会貢献ファン	運営委員会会長	地域活動団体
19	大分都心まちづくり委員会	代表幹事	（第15条第8項関係）
20	府内町協賛会	会長	〃
21	(一社)大分青年会議所	理事長	〃
22	株式会社大分銀行	取締役会長	金融機関
23	株式会社豊和銀行	取締役専務	（第15条第8項関係）
24	大分信用金庫	常勤理事・業務部長	〃
25	大分県信用組合	理事長	〃
26	九州旅客鉄道株式会社	取締役大分支社長	交通事業者
27	大分バス株式会社	代表取締役会長	（第15条第4項関係）
28	大分交通株式会社	代表取締役社長	〃
29	(一社)大分県タクシー協会	会長	〃
30	九州電力株式会社	執行役員大分支社長	居住促進・環境向上
31	大分県建設業協会大分支部	支部長	〃
32	大分合同新聞社	代表取締役社長	報道・放送関係
33	NHK大分放送局	局長	（第15条第8項関係）
34	株式会社大分放送	代表取締役社長	〃
35	株式会社テレビ大分	代表取締役社長	〃
36	大分朝日放送株式会社	代表取締役社長	〃
37	株式会社エフエム大分	取締役社長	〃
38	大分ケーブルテレビコム株式会社	代表取締役	〃
39	大分県中心市街地活性化支援会	会長	アドバイザー・アドバイザー（第15条第7項）
40	(一社)大分市観光協会	会長	観光協会
41	大分市都市計画部	部長	アドバイザー・アドバイザー（第15条第6項）
42	大分市商工労働観光部	部長	〃（第15条第6項）
43	大分県大分中央警察署	署長	〃（第15条第8項）
44	経済産業省九州経済産業局	流通・サービス産業課長	〃（第15条第7項）
45	国土交通省九州地方整備局	建設部都市整備課長	〃（第15条第7項）
46	(独)中小企業基盤整備機構九州本部	客員役員	〃（第15条第7項）
47	株式会社日本政策投資銀行大分事務所	事務所長	〃（第15条第8項）
48	株式会社まちなか倶楽部	参事	〃
49	大分商工会議所	専務理事	〃

また、本市では、活性化基本計画に関連する取組みを具体的に検討するために、下部組織としてワーキング委員会を設置しており、さらに課題の解決や新たな取組みについて専門的に研究するための各種専門部会を設置し、活性化への取組みを推進している。

○大分市中心市街地活性化協議会ワーキング委員会構成員（順不同）

大分市中心市街地活性化協議会ワーキング委員会

	所 属 先	所 属 先 役 職	
1	大分市商店街連合会	会長	協議会副会長
2	大分商工会議所	専務理事	商工会議所
3	大分大学	助教	学識経験者
4	大分市竹町通商店街振興組合	副理事長	地域事業者
5	大分市中央町商店街振興組合	理事長	地域事業者
6	大分市府内5番街商店街振興組合	理事長	地域事業者
7	サンサン通り商店街振興組合	理事長	地域事業者
8	大分市ポルトソール商店街振興組合	理事長	地域事業者
9	株式会社キハ	本店業務部長	地域内大型店
10	株式会社JR大分シティ	取締役営業部長	地域内大型店
11	大分都心まちづくり委員会	代表幹事	地域活動団体
12	株式会社大分銀行	地域創造部副推進役	金融機関
13	株式会社豊和銀行	お客さま支援部ソリューション支援室副室長	金融機関
14	一般社団法人大分県建設業協会大分支部	副支部長	建設業関係
15	九州旅客鉄道株式会社大分支社	総務企画課担当課長	交通事業者
16	一般社団法人大分県バス協会	専務理事	交通事業者
17	一般社団法人大分県タクシー協会	専務理事	交通事業者
18	一般社団法人大分市観光協会	専務理事	観光協会
19	大分合同新聞社	経営戦略室次長兼戦略企画部部長兼財務室長	報道機関
20	株式会社大分まちなか倶楽部	参与	まちづくり会社
21	株式会社大分まちなか倶楽部	事業統括部長	まちづくり会社

●アドバイザー

大分県企画振興部観光・地域局観光・地域振興課	主幹	行政関係者
大分県商工労働部商業・サービス業振興課	副主幹	行政関係者
大分県土木建築部都市・まちづくり推進課	課長補佐	行政関係者

●オブザーバー

大分市商工労働観光部	次長兼商工労働課長	行政関係者
大分市都市計画部	次長兼都市計画課長	行政関係者

●事務局

大分商工会議所中小企業相談部専門指導課	課長	
大分商工会議所中小企業相談部専門指導課	係長	

○各専門部会

活性化に関する課題検討を行なう専門部会

●まちなかりニューアル研究部会

潜在する再開発案件の発掘と、効果的なデザインについて、シンポジウムなどを通じ研究を進める

●ガレリアドーム広場活用検討部会

イベント空間として最適な施設環境に改変するための検討を行う

●コンシェルジュ事業検討部会

まちなか情報発信拠点整備について検討する

●地域電子マネー導入検討部会

電子マネーと共通ポイントシステムによる商業活性化の仕組みづくりについて研究する

●都心南北軸構想検討部会

都心南北軸構想に対する意見を集約する

●次期計画策定部会

第2期 基本計画の策定に向けて検討を行う

< 2 > 株式会社 大分まちなか倶楽部の概要

平成 19 年 5 月には、都市機能の増進を図るものとして、大分商工会議所との法定協議会の共同の設立者となるべく「株式会社大分まちなか倶楽部」が、官民が一体となった会社として設立された。

○株式会社大分まちなか倶楽部の概要

【設立】平成 19 年 5 月 14 日

【資本金】10,500,000 円（発行株式数 525×一口 20,000 円）

【出資者】

区分	所有株式数	所有割合	備考
大分市	100	19.05%	発起人
大分商工会議所	100	19.05%	発起人
大分合同新聞社	75	14.29%	
(株)トキハ	50	9.53%	
デジタルバンク(株)	25	4.76%	
(株)大分銀行	25	4.76%	
(株)豊和銀行	25	4.76%	
大分信用金庫	25	4.76%	
大分県信用組合	25	4.76%	
大分市中心部商店街振興組合	25	4.76%	
大分都心まちづくり委員会	25	4.76%	
(株) J R 大分シティ	25	4.76%	
計	525	100%	

【事業目的】

- ・都市基盤整備、都市再開発、観光開発等都市機能の向上を図る事業及び産業振興事業に関する各種調査、研究、企画立案、情報提供並びに実施及びコンサルタント業務
- ・上記事業に係る共同施設、駐車場、店舗等の取得、建設、管理運営業務
- ・上記事業に係る不動産の取得、譲渡、賃貸借、斡旋、仲介及び管理、維持、補修、警備、清掃業務
- ・上記事業に係る商業振興各種イベントの企画、実施、販売、情報提供
- ・商店街、商店の販売促進のための共同事業の企画運営、指導、情報提供、コンサルタント業務及び事業実施の受託
- ・地方公共団体、法人、その他事業者等の依頼により対価を得て行う調査、研究、コンサルタント業務及び事業実施の受託 他

(2) 大分市中心市街地活性化協議会

○大分市中心市街地活性化協議会の目的等概要（抜粋）

（目的）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を行うことを目的とする。

- (1) 大分市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見の調整及び整理
- (2) 大分市の中心市街地の活性化に関する事業の実施及び調整
- (3) 大分市の中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報の交換
- (4) 大分市の中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) その他中心市街地に関すること

（役員）

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名
- 2 会長は大分商工会議所会頭をもって充てる。
- 3 副会長は会長が会員の中から選任する。

（会議）

第10条 協議会は、年1回以上開催し、活動報告、活動計画、規約の改正、役員を選出その他必要な事項を審議する。

- 2 協議会は、会員をもって構成する。
- 3 協議会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 協議会の議事は、主席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（ワーキング委員会）

第11条 協議会の目的を執行するため、ワーキング委員会を設置することができる。

- 2 ワーキング委員会は、協議会の定める活動方針に沿って活動する。
- 3 ワーキング委員会は活動状況を協議会に報告する。
- 4 ワーキング委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

○大分市中心市街地活性化協議会ワーキング委員会の概要（規定抜粋）

（所掌事項）

第2条 ワーキングは、大分市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会への提案事項の調査研究及び調整に関する事項
- (2) 中心市街地活性化に関する課題、問題点の把握とその解決に関する事項
- (3) 中心市街地活性化に資する事業の企画及び実施
- (4) その他中心市街地活性化全般に関し必要な事項

（組織）

第3条 ワーキングは、委員長、副委員長及び第5条に規定する委員をもって構成する。

- 2 ワーキングは、事業実施や調査研究などの目的に応じて、委員と外部専門家等で構成する専門部会を組織することができる。

平成 24 年度会議等の開催状況

▲平成 24 年 4 月 27 日 第 1 回次期計画策定部会

現在の中心市街地の状況、第 1 期 基本計画の取り組み状況等の報告を行い、第 2 期 基本計画に向けた公共事業と民間事業の抽出状況、スケジュールなどにより、第 2 期計画の策定に向けて協議。

▲平成 24 年 6 月 6 日 第 2 回次期計画策定部会

現在の中心市街地の状況、第 1 期 基本計画の取り組み状況等の報告を行い、第 2 期 基本計画に向けた公共事業と民間事業の抽出状況、スケジュールなどにより、第 2 期計画の策定に向けて協議。

●平成 24 年 6 月 22 日 平成 24 年度 第 1 回 大分市中心市街地活性化協議会

現在の中心市街地の状況、第 1 期 基本計画の取り組み状況等の報告を行い、第 2 期 基本計画に向けた公共事業と民間事業の抽出状況、スケジュールなどにより、第 2 期計画の策定に向けて協議。

▲平成 24 年 7 月 24 日 第 3 回次期計画策定部会

第 2 期 基本計画に向けた公共事業と民間事業の抽出状況と新規事業の抽出、官民の事業連携の検討。

▲平成 24 年 8 月 20 日 第 4 回次期計画策定部会

第 2 期 基本計画に向けた民間事業の新たな取り組みと官民の事業連携の検討。

▲平成 24 年 11 月 7 日 第 5 回次期計画策定部会

第 2 期 大分市中心市街地活性化基本計画（素案）について検討

◆平成 24 年 11 月 26 日 第 1 回 ワーキング委員会

次期計画策定部会の検討結果に基づく第 2 期大分市中心市街地活性化基本計画（素案）について検討。

●平成 24 年 11 月 28 日 第 2 回 大分市中心市街地活性化協議会

下部組織等からの検討結果を踏まえた第 2 期大分市中心市街地活性化基本計画（案）について協議。

大分市中心市街地活性化基本計画案に関する意見については下記の通りまとめられ、大分市へ提出された。

●平成 25 年 3 月 29 日 第 3 回 大分市中心市街地活性化協議会

第 2 期大分市中心市街地活性化基本計画の認定報告及び第 2 期基本計画の概要を報告し、併せて今後の協議会のあり方について協議。

（平成 25 年 5 月 大分市中心市街地活性化協議会）

第 2 期基本計画に位置づけられた事業の追加等について協議。

（平成 26 年 1 月 大分市中心市街地活性化協議会）

第 2 期基本計画に位置づけられた事業の追加等について協議。

●平成 26 年 3 月 27 日 平成 25 年度第 1 回 大分市中心市街地活性化協議会

基本計画の取り組み状況等の報告を行い、第 2 期基本計画に位置づけられた事業の追加等について協議。

●平成 26 年 10 月 平成 26 年度第 1 回中心市街地活性化協議会

第 2 期基本計画に位置づけられた事業の追加等について協議。

- 平成 27 年 7 月 23 日 平成 27 年度第 1 回 大分市中心市街地活性化協議会
基本計画の取り組み状況等の報告。
- 平成 28 年 2 月 19 日 平成 27 年度第 2 回 大分市中心市街地活性化協議会
第 2 期基本計画に位置づけられた事業の追加等について協議。
- 平成 28 年 5 月 11 日 平成 28 年度第 1 回 大分市中心市街地活性化協議会
基本計画の取り組み状況等の報告を行い、第 2 期基本計画に位置づけられた事業の変更等について協議。
- 平成 28 年 10 月 4 日 平成 28 年度第 2 回 大分市中心市街地活性化協議会
第 2 期基本計画に位置づけられた事業の追加等について協議。
- 平成 28 年 12 月 22 日 平成 28 年度第 3 回 大分市中心市街地活性化協議会
基本計画の取り組み状況等の報告を行い、第 2 期基本計画に位置づけられた事業の変更等について協議。
- 平成 29 年 3 月 29 日 平成 28 年度第 4 回 大分市中心市街地活性化協議会
基本計画の取り組み状況等の報告を行い、第 3 期基本計画の策定方針等について協議。
- 平成 29 年 5 月 10 日 平成 29 年度第 1 回 大分市中心市街地活性化協議会
基本計画の取り組み状況等の報告を行い、第 2 期基本計画に位置づけられた事業の変更等について協議。

平成25年1月11日

大分市長 釘 宮 磐 殿

大分市中心市街地活性化協議会
会長 姫 野 清 高



第2期大分市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

平素から、本市中心市街地活性化の推進にあたり、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年7月に内閣府の認定を受けた大分市中心市街地活性化基本計画は、本年度が最終年となりました。

これまで、ホルトホール大分建設、WAZAWAZA ビルリノベーション、トキハ前コミュニティ空間整備等のハード事業やテナントミックスによる空き店舗対策、ハニカムステージ、まちなか市場等のソフト事業など、各事業は概ね順調に進捗しておりますが、大分サティや大分バルコなど、大型商業施設の予期せぬ閉店、撤退の影響を受け、当初掲げた小売業年間商品販売額、歩行者通行量、まちなか滞留時間などの目標指標は、いずれも目標値を下回ったまま第1期計画終了を迎えようとしております。

一方、都心南北軸整備事業での景観形成や新大分駅ビル、県立美術館の建設など、向こう3年間で県都の玄関口に相応しい新たな市街地環境が整うことから、これに即した第2期計画の策定を昨年6月に要望したのはご案内のとおりです。

当協議会といたしましても、ワーキング委員会の傘下に次期計画策定部会を設置し、特に新規民間事業について、複数回に亘る協議を重ねてまいりました。

また、貴市におかれましては、10回にも亘る都心南北軸意見交換会の開催など、関係する幅広い意見を集約し、第1期計画を十分に検証したうえで、新たに第2期計画（案）を策定されたことは、高く評価できるものであります。

内容についても、去る11月28日開催の当協議会で審議した結果、本計画案に位置付ける事業が円滑かつ着実に実施されることにより、本市中心市街地の活性化が一層推進できることから、妥当であるとの結論に至りました。

当協議会といたしましては、本計画案が确实かつスムーズに実行できるよう民間事業の推進やソフト事業への支援など、ともに全力で取り組んでまいります。

なお、次に示す6項目の意見については、当協議会でも重要な事項と捉えており、今後検討するにあたって、ご配慮いただくことを望むものであります。

1. 駅ビルからの連続的な屋根の新設について

完成する駅ビルから商店街まで、また、竹町から県立美術館まで、雨に濡れずスムーズな移動ができるよう連続的な屋根の新設を検討すること。

2. 中央町、竹町のアーケードの維持修理等の支援策について

防・減災や災害時の避難区域として活用するためにも、老朽化が進む中央町、竹町のアーケードの維持修理や全面改修を視野に入れた支援策を検討すること。

3. 共同駐車場事業「パーキングネット」への支援策について

商店街の活性化を一層推進するため、車で来街する際の利便性が悪化しないよう都心まちづくり委員会が運営する共同駐車場事業「パーキングネット」を維持発展する支援策を検討すること。

4. 北側中心市街地への居住推進策について

快適な居住空間として注目されている北側中心市街地への居住推進策を講ずるとともに、公立学校の都心回帰についても検討すること。

5. アートイベントクオリティの押し上げについて

ホルトホール大分や商店街等の文化機能を強化し、アートと都市機能が融合した街づくりを推進するなど、県立美術館を核とするアートイベントのクオリティを強力に押し上げる支援策を検討すること。

6. 鉄道架線跡地の有効活用について

駅高架によって撤去された鉄道架線跡地を真に中心市街地活性化に資するための有効活用策を検討すること。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

本市の中心市街地では、変化に対応した持続性のあるまちづくりの推進に向けて、商店街や民間事業者において自主・自立に向けた取り組みを進めている。

(1) 商店街事業戦略室

本市の中心市街地では、100年に一度といわれるような大型ハード事業である、大分駅付近連続立体交差事業と大分駅南土地区画整理事業などが進められており、それにあわせて中心部の商業環境に大きく影響を与える「JR大分駅ビル」の整備が行われているが、これは、多くの市民にとって待望の施設であり、これまで郊外の大規模集客施設に吸引されていた消費者を中心部に呼び戻すことが可能な集客力を持っていることから、中心部ににぎわい創出の中心となることが期待されている。

しかしながら、中心部の商業環境に大きな影響を与えることも想定されており、中央町側の竹町通商店街と中央町商店街では、「商店街事業戦略室」を創設し、これからの変化に併せて様々な取り組みを進めるように検討を開始しており、そのひとつが、変化に併せた商店街のテナントミックスの推進である。

第1期計画において商店街の方針を定めて大分まちなか倶楽部がテナントミックスを実施した結果、竹町通商店街と中央町商店街では、賑わいが回復するなど事業効果が現れており、今後は、大きな変化を的確に捉えながら、迅速な取り組みが出来るよう2商店街が連携してテナントミックスを実施する。

また、第1期計画で、イベント実施場所での事業効果も確認できており、2商店街がにぎわい創出に向けて連携した取り組みを進める。

具体的には、平成27年春に会館予定の大分県立美術館については、この2商店街が大分駅と県立美術館を結ぶ動線となることから、美術館と連携したアートイベントをすでに実施している。

さらに、後述のイベントコミュニティ連携組織「マッチクリエイト」との連携により、いつも何かが行われている、にぎやかで魅力あふれる商店街を目指す。

これらの取り組みを含め新たな事業を進めるにあたり、事業費の捻出が課題となるが、今後、商店街で自主事業に取り組むことで事業費を捻出するような検討も進めており、また、事務機能の見直しを進めることで経費の節減による事業費への転用も併せて検討しており、これらの取り組みを、商店街と大分まちなか倶楽部が推進することにより、持続可能な商店街の活性化への取り組み、にぎわい創出が可能となる。

一方、取り組みが遅れている府内町については、現在商店街や大型店により、課題の解決に向けた活性化の取り組みを進めるための検討組織の立ち上げに向けて調整を進めており、組織が編成された後に、竹町通商店街と中央町商店街の「商店街事業戦略室」との調整や連携を大分まちなか倶楽部を中心に進めることで、中心市街地エリア全体の活性化の推進を図る。

(2) イベントコミュニティ連携組織「マッチクリエイト」

本市の中心市街地では、多くの活動団体が様々な活動を行っており、これまでは、その調整を「株式会社 大分まちなか倶楽部」が行っていたが、平成24年5月にそれらの団体が自立した活動が可能となるように、大分まちなか倶楽部が調整する中で、「中心市街地イベントコミュニティ連携組織マッチクリエイト」を設立している。

この組織は、これまで大分まちなか倶楽部が中心市街地で進めてきたイベントミックス事業を推進し、拡大していくために組織化されたものであり、今後はこの組織が中心となり、中心市街地のにぎわいの創出に繋がる市民活動や各種のイベントについて実施、調整を図ることで、持続可能な中心市街地のにぎわい創出による魅力の向上を図る。

中心市街地イベント・コミュニティ連携組織

マッチクリエイト match create 概要説明

【目的】

学生団体・市民団体・NPO団体の方々へ商店街空間を活動の場・発表の場としてご提供し、とにかく楽しい街・活動する街を目指します。

また、中心市街地で企画実施される様々なイベントにおいて、限られた空間を有効に活用するとともに、持続性の高い賑わいの創造を行なうためには、それぞれの企画イベントをトータルにコーディネートする必要があり、本団体が接着剂的な役割を担うことにより、複数の団体がコラボレートし、イベント経費の抑制と集客力の向上が図れるイベント・コミュニティ連携を推進します。

加えて、持続性の高い街の賑わいづくりには、大規模なイベントによる瞬間的な賑わいではなく、少人数のグループが複数団体、常時街なかで活動頂けることが重要であるとの観点から、より多くの団体が日常的に街なかで活動を継続できるエリアの提供を行なうことを目的といたします。

【理念】

「楽しい街、活動する街」をカタチにしていくことを目的にジャンルを問わず、街なかで様々なコミュニティと連携し、人の集まる街の創造を目指します。

【活動ベース】

ガレリア竹町ドーム広場、駅前ひろば、若草公園、ふないアクアパーク、商店街空間等、街なかでの活動が可能な様々な場所

【参加条件】

市民団体から学生団体、NPO団体までとにかく楽しい街・活動する街を目指したい方々
※本団体への新規加盟は随時募集いたします。

【サポート】

イベントや各種活動を行ないたいグループへ実施事業内容に見合った場所の提供から道路使用申請等、各種手続きのサポートを㈱大分まちなか倶楽部が行ないます。
また、今後、商店街が行政と連携して構築を計画しているガレリア竹町ドーム広場の大型ビジョンや音響・照明装置等のイベント機材の使用や更には㈱大分まちなか倶楽部が整備を完了している商店街放送連携システム(すべての商店街放送へ一斉配信できる仕組み)についても、加盟団体に限り、安価にご利用頂けることとなる予定です。

【活動資金調達】

今後、持続的な活動を推進していくためのマッチクリエイト match createの活動資金を調達する方法として、まちづくり協賛型自動販売機マッチバコ match bakoの設置を既に開始しています。

このまちづくり協賛型自動販売機マッチバコ match bakoとは、売上の5%がまちづくりを持続的に行なうための資金として、まちづくり会社である(株)大分まちなか倶楽部へ支払われるものであり、同社が受領した金額の中から本団体に活動資金を拠出します。

今期中に街なかへ約100台のマッチバコの設置を見込んでいます。

【構成】

代 表 (ポンプクリエイターズ 代表)
副 代 表 (府内次世代フォーラム 代表)
相 談 役 (大分市美術館 館長)
事務局長 (株)大分まちなか倶楽部 タウンマネージャー)
サポ ー ト : 大分県、大分市、大分市商店街連合会、大分都心まちづくり委員会

【窓口】

株式会社 大分まちなか倶楽部 〒870-0035 大分市中央町 3-6-9 ガレリア竹町
TEL097-573-7377 FAX097-573-7378 E-mail:event@machinaka.info

【現行加盟団体】

- ・ポンプクリエイターズ
- ・府内次世代フォーラム
- ・学生団体BTG大分
- ・学生団体Step
- ・NBU日本文理大学
- ・大分県立芸術文化短期大学
- ・大分県立大分舞鶴高校
- ・大分県立鶴崎工業高校
- ・大分県教育庁文化課
- ・大分県吹奏楽連盟
- ・豊の国YOSAKOIまつり実行委員会
- ・おおいた演劇の会
- ・海汐プロダクション
- ・中央デザイン会議
- ・若手建築家グループ
- ・CINEMASCOPE
- ・彩会
- ・大分ガンブラ部
- ・癒し工房
- ・Oita Apple User Group 温泉りんご
- ・美容コミュニティ
- ・NPO色ヒトこころ(イルドクルール大分)
- ・カラーコーディネーター会
- ・ここはぐ(音楽・子育てグループ)
- ・B級グルメ団体
- ・AKBT(アルファロメオ九州ブルーチーム)
- ・アースディおおいた実行委員会
- ・ハイテンションレコード
- ・あいむそーりん製作委員会
- ・ボディメイクコミュニケーション

以上、設立総会時の加盟団体数、30団体

(3) リノベーション推進組織

平成 27 年春に開業予定の「JR 大分駅ビル」については、31,000 m²の商業施設に加え、ホテル、温浴施設、シネマコンプレックスなどが整備されることから、これまで郊外の大規模集客施設に吸引されていた消費者を中心部に呼び戻すことが可能な集客力が予想され、中心部のにぎわい創出の中心となることが期待されている。

しかしながら、中心部の商業環境に大きな影響を与えることも予想されており、中心市街地では、老朽化し、低・未利用となっている商業ビルなどが現在でも散見されているが、今後ますます増加してくると予想されており、その余剰した商業ビルの再生については、外観や内装の改装と機能の転換を併せて行う「リノベーション」の手法により、商業や業務機能であった低・未利用のビルを住居系へ転換を図り、居住の推進による既存の土地建物の利活用の増進を進めることについて、大分まちなか倶楽部を中心に建築士会や不動産関係者などと「リノベーション推進組織」の立ち上げに向けて調整を進めている。